

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知すべき事項を記載した書面は、香川県収用委員会（香川県土木部土木監理課用地対策室内）において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公告する。

平成21年2月20日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 書面の種類

平成21年2月16日付け審理の開始通知

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

小川道子 （住所不明）ただし、本籍 高知県南国市十市2896番地
亡富岡安藏 長女（存否不明）

3 書面の受領等

当委員会にて、通知すべき事項を記載した書面の交付を受けること。

受領しないときは、平成21年3月13日をもって通知があったものとみなされる。